

平成25年4月8日

各 位

会 社 名 株式会社アオキスーパー  
 代表者名 代表取締役社長 宇佐美 俊之  
 (JASDAQ・コード9977)  
 問合せ先  
 役職・氏名 常務取締役管理本部長 大谷 亮  
 電話 052(414)3600(代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年4月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年5月16日開催予定の第39回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、定款第2条(目的)の変更を行うものであります。
- (2) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条第1項に基づき、株主の皆様の便宜を図るため、第9条(单元未満株式の買増し)を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記新設に伴い、現行定款第9条以下を各1条ずつ繰り下げるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (目的)	第1章 総則 (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(21) (条文省略) (新設) (新設) (22) 前各号に付帯、関連する一切の業務 (新設)	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(21) (現行のとおり) (22) <u>発電及び電気の供給に関する事業</u> (23) <u>食肉の加工製造及び販売</u> (24) 前各号に付帯、関連する一切の業務 (单元未満株式の買増し)
第9条 当社の株主は、～ (1)～(3) (条文省略) (新設)	第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、 <u>その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。</u>
第10条～第37条 (条文省略)	第10条 (現行のとおり) (1)～(3) (現行のとおり) (4) <u>前条に規定する单元未満株式の買増しを請求する権利</u> 第11条～第38条 (現行のとおり)

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日及び定款変更の効力発生日

平成25年5月16日

以 上